

西東京市

人にやさしいまちづくり推進計画

(素案)

平成20年12月

西東京市 都市整備部都市計画課

目次

本書の構成と見方

はじめに.....	1
1．計画の基本事項.....	2
1－1 計画策定の目的.....	2
1－2 計画の位置づけ.....	2
1－3 計画の期間.....	3
1－4 計画策定の経緯.....	4
(1) 人にやさしいまちづくり推進計画策定のためのアンケート調査.....	4
(2) 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会.....	5
(3) 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会.....	5
(4) パブリックコメント及び素案説明会.....	5
2．計画策定の基本的な考え方.....	6
2－1 人にやさしいまちづくり条例について.....	6
2－2 計画の基本理念.....	7
2－3 計画の基本方針.....	7
2－4 計画の視点.....	8
2－5 基本目標と施策の体系.....	9
3．施策の内容.....	12
基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進.....	12
(1) 現状と課題.....	12
(2) 関連するアンケート調査結果.....	13
(3) 施策と取り組みの内容.....	15
基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり.....	22
(1) 現状と課題.....	22
(2) 関連するアンケート調査結果.....	23
(3) 施策と取り組みの内容.....	26
基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり.....	32
(1) 現状と課題.....	32
(2) 関連するアンケート調査結果.....	33
(3) 施策と取り組みの内容.....	35

4 . 計画の推進方策	39
4－1 計画の推進体制	39
4－2 計画の進行管理	40
4－3 表彰制度を活用した人にやさしいまちづくりの推進	41
資料編	42
1 西東京市における高齢者・障害者等の現状	42
2 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会	48
3 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会設置要領	49
4 西東京市人にやさしいまちづくり条例	51
用語集	62

計画書の構成と見方

この計画書（以下、本書）は、以下のような内容で構成されています。

1. 計画の基本事項

- 1 - 1 計画策定の目的
- 1 - 2 計画の位置づけ
- 1 - 3 計画の期間
- 1 - 4 計画策定の経緯

本計画を策定する目的や、西東京市における本計画の位置づけ、計画期間について示しています。
併せて、計画策定のために実施したアンケート調査や各種会議、パブリックコメントなどについて概要を紹介しています。

2. 計画策定の基本的な考え方

- 2 - 1 人にやさしいまちづくり条例について
- 2 - 2 計画の基本理念
- 2 - 3 計画の基本方針
- 2 - 4 計画の視点
- 2 - 5 基本目標と施策の体系

本計画の根拠となる「人にやさしいまちづくり条例」を踏まえ、計画の根底となる考え方（基本理念）と、それに基づく方向性（基本方針）を示しています。
計画の策定にあたって配慮すべき視点を整理しています。
めざすべき基本目標と、それを達成するために必要な施策を体系的に示しています。

3. 施策の内容

- 基本目標 1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進
- 基本目標 2 すべての人にやさしい公共空間づくり
- 基本目標 3 市民・事業者によるやさしいまちづくり

基本目標ごとに、西東京市における現状と課題を示すとともに、関連するアンケート調査結果を紹介しています。
2 - 5 で示した施策の体系に沿って、本計画が今後推進していく施策について、その内容を解説しています。

（次ページ参照）

資料編

- 1. 西東京市における高齢者・障害者の現状
- 2. 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会
- 3. 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会
- 4. 西東京市人にやさしいまちづくり条例

本市における高齢者数、障害者数の近年の動向を整理しています。

西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会の構成メンバーと、計画策定のための検討経緯を示しています。

西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会の設置要綱と計画策定までの検討経緯を示しています。

西東京市人にやさしいまちづくり条例の全文を示しています。

「3. 施策の内容」の見方

基本目標

基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

(1) 現状と課題

高齢者や障害者などの自立や社会参加を進めるために、道路や建築物など社会基盤施設のバリアフリー化が必要ですが、施設や設備のバリアフリー化を推進することだけでは、人にやさしいまちを実現できません。

まちづくりは人づくりとの観点から、地域社会を構成する一人ひとりが高齢者や障害者などに対する理解を深める「心のバリアフリー*」の推進が求められています。

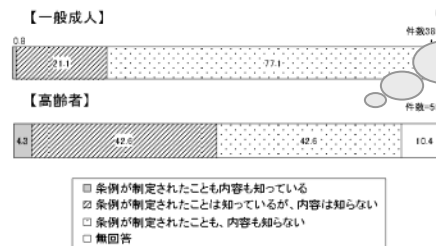
そのため、学校教育や福祉教育、生涯学習事業など、さまざまな機会を通して、市民一人ひとりの心のバリアフリー*を推進する必要があります。

基本目標に関する西東京市の現状と課題を記述しています

(2) 関連するアンケート調査結果

●「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の認知度を見ると、一般成人では77.1%、高齢者では42.6%の人が「制定されたことも内容も知らない」と回答していることから、条例の周知が課題となっています。

○. 西東京市人にやさしいまちづくり条例の認知度



アンケート調査結果より、関連する項目を抜粋しています

施策の柱

(3) 施策と取り組みの内容

1-1 心のバリアフリー*等の推進

▶条例の周知とともに、市民の意識啓発と学習機会の充実を図ります

1) 条例の周知と基本理念の普及・啓発

▶「西東京市人にやさしいまちづくり条例」（特に第3条の基本理念）について市民・事業者への周知を図り、市民・事業者に対して、人にやさしいまちづくりに協力いただけるよう啓発します。【都市計画課】

具体的
施策名

施策の内容を解説しています

担当課を表示しています

本文で*を付した用語については、巻末の用語集に解説を掲載しています。

市内に事務所等を有する個人・法人、パブリックコメント*を実施し（平成21年1月20日）。

用語集は五十音順となっています

掲載ページ

「用語集」

は 行

パブリックコメント P 5, 48
 行政の政策立案過程で住民の意見を募る制度（意見公募手続）。2005年6月の行政手続法の改正により制度化された。市が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的としている。